



平成 25 年 11 月 27 日

各 位

東京都杉並区西荻北二丁目 1 番 11 号
株 式 会 社 三 栄 建 築 設 計
代表取締役専務 小 池 学
(コード番号:3228 東証・名証 第一部)
問合せ先： 取締役管理本部長 吉川 和男
電話番号： 03-5335-7233 (代表)

財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備に関するお知らせ

当社は、金融商品取引法第 24 条の 4 の 4 第 1 項に基づき、本日、関東財務局に提出しました平成 25 年 8 月期の内部統制報告書に開示すべき重要な不備があり、当社の財務報告に係る内部統制は有効でない旨を記載いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

1. 開示すべき重要な不備の内容

当社は、下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に影響を及ぼす可能性が高く、開示すべき不備に該当すると判断いたしました。したがって、当連結会計年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効ではないと判断いたしました。

記

平成 25 年 5 月 24 日に当社及び当社代表取締役社長小池信三の自宅に対し、証券取引等監視委員会（以下、「SESC」といいます。）による強制調査が行われ、その後、当社は真相究明に向けて全面的に調査に協力してまいりました。かかる調査の過程において、平成 25 年 10 月中旬頃に SESC から当社に株式の名義人と実質的な株式所有者の齟齬（いわゆる名義株の問題）が存在する可能性がある旨の指摘を受けました。当社は、当該指摘事項を真摯に受け止め、関係者からの事情聴取を中心に当該指摘に係る事実関係の社内調査を行いました。その結果、一部の株主の保有株式について、当該株式の実質的な所有者が当社代表取締役社長小池信三であることが確認されましたので、平成 25 年 8 月期の有価証券報告書提出時点までに判明している名義株を当社代表取締役小池信三の所有株式数に加算した上で、当該有価証券報告書の「第 4 【提出会社の状況】 1 【株式等の状況】 (7) 【大株主の状況】」に記載し、本日付で提出しております。

なお、現時点までに未だ事情を聴取できていない関係者が存在するため、当社は現在も SESC の指摘に係る事実関係の社内調査を継続し、過去に提出した有価証券報告書等への影響についても調査中であります。今後、追加で開示すべき事項を確認した場合には速やかにご報告させていただきます。予定であります。

上記のとおり、現時点ではすべての調査結果は判明しておりませんが、このような名義株が存在した点につきましては、コンプライアンスの不徹底により、決算・財務報告プロセスにおける内部統制が有効に機能しなかったことによるものと認識しております。大株主の記載は、「財務諸表の信頼性に重要な影響を及ぼす開示事項等」として、財務報告の範囲に含まれる事項であり、当社としては質的重要性を考慮し、決算・財務報告プロセスにおける内部統制に関する不備は開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。

以上とおり、当社といたしましては、当社の決算・財務報告プロセスに係る内部統制に開示すべき重要な不備があったため、当該名義株の存在の発見に遅れを生じさせたものと認識しております。

2. 連結会計年度末日までには是正できなかった理由

上記事実は当連結会計年度末日後に SESC の指摘を受けて調査を開始し発覚した事項であるため、当該不備を当連結会計年度末日までには是正することができませんでした。

3. 開示すべき重要な不備の是正方針

当社は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用の重要性を認識しており、財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備を是正するために、以下の再発防止策を推進し、翌連結会計年度以降の内部統制の整備・運用を強化し、適切な財務報告の信頼性を確保する考えに基づいて努力してまいります。

・再発防止策

役員及び当社従業員におけるコンプライアンス意識の向上を図ることを目的として、以下の施策を実施し、コンプライアンス体制の強化を図ります。

- ① コンプライアンス規程の整備及び社内への浸透、並びに役員及び従業員に対する教育の実施
- ② 内部監査機能の強化
- ③ 監査役会に補助員を採用することによる、監査役監査体制の補完

4. 連結財務諸表等に与える影響

上記事項のうち、財務報告に係るものについては、平成 25 年 8 月期の有価証券報告書に反映させており、連結財務諸表及び財務諸表に及ぼす影響はございません。

5. 内部統制報告書における監査意見

無限定適正意見であります。

以上